中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会 (第4回)

## 天敵農薬の再評価の優先度について(案)

## 1. 背景

農薬の再評価については、「農薬の再評価に係る優先度の規準」(第 17 回農業資材 審議会農薬分科会資料)に基づき、順次、手続を進めているところ。

天敵農薬については、同規準に基づき優先度Dに分類されているが(令和7年9月30日現在で21成分)、円滑に再評価を進めるために、天敵農薬の中での優先度を定める必要がある。

## 2. 優先度の考え方(案)

我が国で製剤出荷量\*\*が多い天敵農薬を優先して再評価することとしてはどうか。 また、我が国で多く使用されていない天敵農薬であっても、人為的な形質選抜がされ、在来種に対する考慮すべき懸念がある場合は、優先して再評価を行うこととしてはどうか。なお、再評価を円滑に進めるために、同一の天敵生物を有効成分とする天敵農薬については、時期を揃えて審査を進めることとしたい。

優先度	種別	規準
優先度 I	製剤出荷量**の多いもの	製剤出荷量が 1,000 kg/年以上のもの (ただし、出荷量によらず、在来種に対 する考慮すべき懸念 (人為的な形質選 抜) があるものも含むこととする。)
優先度Ⅱ	製剤出荷量が中程度のもの	製剤出荷量が 10 kg/年以上、1,000 kg/ 年未満のもの
優先度Ⅲ	製剤出荷量の少ないもの	製剤出荷量が 10 kg/年未満のもの

※農薬要覧における、製剤の国内出荷量(令和元農薬年度~令和5農薬年度の平均)。原則 として、国内生産量+輸入量として算出。なお、同一の天敵生物を有効成分とする天敵農薬 が複数あった場合、その総計。